

徳島県仏教会 県仏だより



ごあいさつ

一般社団法人 徳島県仏教会
代表理事・理事長 岡部 義典

発行日 平成30年8月1日
 発行者 岡部 義典
 発行所
 一般社団法人 徳島県仏教会
 〒770-0908
 徳島市眉山町大滝山7
 常慶院（事務局）
 TEL088-653-1030
 FAX088-624-2220

第11号

きます。

二、平和記念塔パゴダにつきましては、「平和記念塔検討委員会」に、全体的な在り方、パゴダの存続をも含め、協議していただいております。そこでの意見としては、まず、「パゴダ」を会員の皆様を知っていただき、ただ感情的に「仏教会が維持管理」しているらしいではなく、会員全ての「持ち物である」ということを認識してほしいということです。そのために、「パゴダ」に来て、知っていただく事が大切であり、毎年の行事であります八月十五日奉納阿波踊り、九月二十六日戦没者英霊過去帳慰霊法要、三月二十一日戦没英霊法要。これに加えて、より一層「パゴダ」に足を運んでいただくような事業が提案されました。

(一) 毎月一回、単位仏教会が慰霊法要を実施する。

(二) 催しを行う。

現在、十月（予定）にイベントを企画し、開催に向けた具体的な内容を検討しています。決定しだい連絡します。

(三) 戦没者英霊過去帳慰霊法要に、より多くの僧侶が参列していただく。など

また、建物につきましては、平成二十年に「パゴダの大改修」を致しましたが、その後も残念ながら「雨漏り、それにより内装の剥離、湿気によるタイルの剥離など」修繕をしなければならぬ状況になっていきます。近々には、九月二十六日（水）戦没英霊過去帳慰霊法要までに、参拝者が事故に遭わないよう、タイルの修繕をしたいと思えます。

この様に色々な内容を提案していますが、これら全てが会員諸氏のご努力・ご尽力に頼ることになります。再度、一致団結し、仏教会発展の為お力をお貸しくくださいますようお願いいたします。

合掌

西日本で降り続いた豪雨による被害は、ここ数十年で過去最悪の豪雨被害となりました。被災地では、今なお安否不明者がおり、多数の方々が避難生活を余儀なくされています。土砂崩れや河川の氾濫の被害を受けた地域ではインフラの復旧が進まず、生活再建のめどは立っていません。一方で不明者の捜索や多数の災害ボランティアによる復旧活動も懸命に進められています。一日も早く不明者がご家族の元に帰られ、生活が以前のようにできますように、心からお祈りいたしますと共に、不幸にも命を落とされた皆様のご冥福をお祈りいたします。

さて、徳島県仏教会では、五月八日、平成三十年通常総会を徳島ワシントンホテルプラザで開催し、すべての議案が了承されました。総会資料を同封しております。ご確認ください。以下、協議内容について

一、徳島県仏教会寺院名簿の十年ぶりの作成につきましては、広報委員の尽力に依り作成ができ、会員の皆様方に直接お届けいたしました。十分ご活用いただければ幸いです。尚、広告につきましては、各理事様方のご配慮をいただきました事を付け添えてお

各宗派の紹介

真言宗大覚寺派



真言宗大覚寺派の本山である旧嵯峨御所大本山大覚寺は、明治時代の直前まで代々天皇や皇統の方が門跡（住職）を務めた格式高い門跡寺院です。般若心経写経の根本道場として知られ、またいけばな発祥の花の寺であり、「いけばな嵯峨御流」の総司所（家元）でもあります。時代劇・各種ドラマのロケ地としても有名です。

大覚寺の歴史は、平安時代の嵯峨天皇に遡ります。現在の嵯峨野に離宮嵯峨院を建立した天皇は、唐の新しい文化を伝えた入唐求法の僧侶たちにも深く帰依されました。その代表が弘法大師です。弘法大師は特に天皇の恩寵を賜り、高野山開創の勅許を得、東寺（教王護国寺）を下賜され、真言宗の立教開宗に至りました。弘仁九年（八一八）の大飢饉に際して天皇は、弘法大師の勧めにより一字三札の誠を尽くして般若心経を浄書され、その間、弘法



大師は嵯峨院持仏堂五覚院で、五大明王に祈願しました。このときの宸筆・般若心経は、六十年に一度しか開封できない勅封心経として現在も大覚寺心経殿に奉安されており、本

年平成三十年がその開封の年に当たります。

嵯峨院が大覚寺として再出発したのは、貞観十八年（八七六）のことです。嵯峨上皇の長女で、淳和天皇の皇后であった正子内親王によって、淳和天皇第二皇子の恒寂入道親王を初代門跡として大覚寺が開創されました。その後も、宇多法皇がしばしば行幸して詞宴を催し、後嵯峨上皇や後宇多法皇が門跡となりました。中興の祖である後宇多法皇が大覚寺に住したことにより、龜山天皇と皇子である後宇多天皇の皇統は、大覚寺統（後の南朝もこの皇統）と称されました。そして、南北朝講和が大覚寺正寝殿で行われるなど、大覚寺は、我が国の歴史と深い関わりを持ちますが、応仁の乱のためほとんどの堂宇を焼失しました。江戸時代初期によく現在の寺観がほぼ整えられました。最後の宮門跡は、天保八年（一八三七）に就任された有栖川宮慈性入道親王です。

（大本山大覚寺HPから引用）

徳島県内の大覚寺派

現在、全国に大覚寺派寺院が三四一ヶ寺あり、その中で徳島県が一番多く七十五ヶ寺あります。県内では徳島教区という組織があり、定期的な講習会や年に一度の互礼会で、教区内教師の親睦を図っています。そして布教団、寺族婦人会、青年教師会が、それぞれ活発に事業を行っています。

（小松島市 堀越寺 谷 亮弘）

おおさわのいけ

※写真は、大覚寺本堂の五覚堂と大沢池



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑦

宗教法人と個人情報保護法—その1

宗教法人は信者さんを多く抱えていますので、多くの方々の個人情報を持っています。個人情報保護法は、平成17年4月1日から施行されていますので、宗教法人もこの法律により、信者さんたちの個人情報を保護しなければならなくなりました。

個人情報とは 個人の特定につながる情報をいいます。法人や死者の情報でも、個人の情報につながれば、個人情報になります。

保護の必要性 個人情報は、その人個人ののものであって、宗教法人の持っている個人情報も利用目的を離れたり、第三者に提供したりするときは、本人である個人の承諾が必要になるということです。

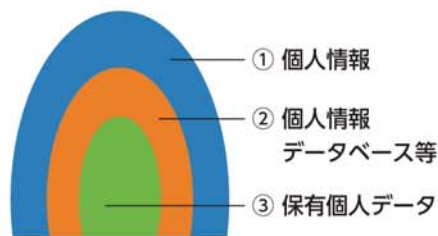
【個人情報の例示】

氏名・年齢・生年月日・電話番号・電子メールアドレス・性別・学歴・趣味・嗜好・家族構成・血液型・身長・体重・血圧・出生地・本籍地・職責・既婚or未婚・食べ物の好き嫌い・好きなブランド品・喫煙の有無・購読雑誌

宗教法人は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、苦情処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、措置の内容を公表するよう、努めなければなりません。(個人情報保護法第50条3項)

しかし、宗教団体のもつ個人情報が宗教活動やこれに付随する活動に係わるときは、主務大臣から勧告を受けたり、その他罰則の対象になったりはいしません。もっとも公益事業や公益事業以外の事業に利用する5,000人以上の個人情報を持っていると、勧告を受けたり、罰則の対象になります。

個人情報に関する言葉の定義と注意事項



		定義	注意事項
①	個人情報	生存者個人に関する情報で特定個人の識別可能な情報	適正な取得利用目的による制限
②	個人情報データベース等	特定の個人の集合体であって容易に検索できるような体系的に構成したもの(例:住所録等)	正確性確保、適正な管理、第三者提供の制限
③	保有個人データ	6ヶ月以内に消去する予定のない個人情報	本人関与の許容(開示・訂正・削除・利用停止消去・第三者提供の停止)

これらにつきましては、次号で詳しく述べます。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修

平成三十年通常総会開催

平成三十年通常総会が五月八日、徳島ワシントンホテルプラザで開催されました。冒頭、岡部理事長の挨拶があり、現執行部としての任期二年目の方針が発表されました。引き続き審議に移り、議長に阿南市仏教会の山崎実英副会長を選任し、平成二十九年事業報告・決算が承認され、平成三十年度事業計画・予算案が決定されました。平成三十年度は当会寺院名簿の作成、パゴダの活用促進が主な事業として計画されており、名簿作成に関しては、平成十九年以来、十年ぶりの作成となるため、協賛各社に依頼し、広告掲載による広告料を制作費に充てることを予定しております。パゴダ活用に関しては、理事にて構成する平和記念塔検討委員会にて議論をし、活用方法を模索する計画となっております。

(広報委員会 委員長 谷 亮弘)



平和記念塔パゴダよりお知らせ

平和記念塔パゴダでは左記の通り活動を行っております。

- ・元日の警備 パゴダに上り初日の出を見ようとするとする人を警戒
- ・三月二十一日 春の法要
- ・八月十五日 戦没者慰霊法要と無双連による奉納阿波踊り
- ・九月二十六日 戦没者英霊過去帳法要
- ・開塔日 一月一日～三日、三月二十一日、四月～十一月の日曜祝日

平和記念塔パゴダは戦没者慰霊の施設と考えられていますが、徳島県仏教会が全体として取り組んでいる行事としては九月の法要しか行事がなくほとんど休眠状態になっており、仏教会会員による関心も強いとは言えません。パゴダという形態の仏教施設として国内最大級であり、徳島を代表する眉山のシンボルであるにもかかわらず、このような状態に置かれていることは誠に残念です。また、パゴダを訪問される方は、戦没者遺族あるいはその関係者の方が多く、一般の人々に周知されているとは言えません。

そこで、施設の老朽化による雨漏り、空調施設の不備等の問題はありますが、戦没者慰霊の施設としてだけでなく、徳島県仏教会が管理する布教施設として積極的に活用する方法を模索しております。

今秋には新しいパゴダの形としてイベントを企画しております。後日ご連絡させていただきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。また、今後は単位仏教会または各宗派あるいは会員非会員有志の方々に開放し、法要・講演・勉強会などに使っていただきたいと考えております。それによって戦没者慰霊はもちろんの事、慰霊に限らず一般の方に対する布教宣伝施設としていきたいと考えておりますので、ご意見ご要望等お待ちしております。

(平和の塔委員会 委員長 新居 弘悠)

事務局だより

県仏教会の慶弔規定がありますので、左記に該当することがございます。したら、事務局までご連絡ください。なお、申請用紙は県仏ホームページよりダウンロード可能です。<http://tokukenbutsu.com>

慶事 一 御住職の結婚(住職に限る) 二 本堂の新築及び改築
弔事 一 御住職の遷化(住職に限る)

所属寺院ホームページのリンクについて

当会所属寺院でホームページを運営されている寺院におかれましては、当ホームページにてリンクさせて頂きたいと思っております。広報委員会から随時依頼させて頂きますが、所属寺院からのご依頼もお待ちしております。
<http://tokukenbutsu.com>の「お問い合わせ」にてお伝えください。